

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金に係る Q&A

問1 事業計画書を提出すれば、必ず補助対象となりますか。

答1

当該補助金は、循環型社会の形成に寄与する効果が高いと認められ、県内への波及効果が期待される産業廃棄物の発生抑制または資源化を行う事業に対して補助を行うものです。

採択に当たっては、審査委員会において、審査基準に照らし、評価の高い事業を優先的に採択します。そのため事業計画書を提出すれば、必ず補助対象となる訳ではありませんので、御了承願います。

問2 どのような主体が補助対象者となりますか。

答2

各事業における補助対象者は下表のとおりです。

	研究開発事業	施設整備事業	販路開拓事業
排出事業者	○	○	○※
処理業者および再生品製造業者	○	—	○※

※研究開発事業もしくは施設整備事業で採択された事業者または滋賀県リサイクル認定製品の製造事業者であれば該当。

その他に、以下の要件を満たしていることも必要です。

- ・滋賀県内に事業所を置く事業者であること。
- ・県税を滞納するなど法令に抵触し、補助することが適当でないと認められる事業者でないこと。
- ・滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当するものでないこと。

※詳細については、募集要領をご確認ください。

問3 大学等との共同研究や排出事業者と処理業者が共同で行う事業も対象となりますか。

答3

あくまでも補助金を交付する対象者は、問2の通りですが、研究機関との共同研究や、排出事業者や処理業者が他の主体と協力して行う実証的な研究等についても補助対象とします。

例1) 産業廃棄物の処分業者が研究機関と共同でリサイクル製品の開発を目指す事業。

例2) 県内に複数の事業所を持つ事業者が、IT関連会社等と共同で、排出する産業廃棄物（廃プラ等）を効率的に回収し、処分業者へ運搬する仕組みに係る研究開発を行う場合。

問4 どのような事業が補助対象となりますか。

答4

産業廃棄物の発生抑制または資源化に係る以下の事業が対象となります。減量化の効果があるとしても、発生した産業廃棄物を資源として活用せず、単に処理することに係る事業については対象外です。

<研究開発事業>

- (1) 産業廃棄物の発生抑制または資源化を目的とする技術の研究開発
- (2) 産業廃棄物および産業廃棄物の再生品を使用する製品の研究開発
- (3) 産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発
(産業廃棄物を原料・燃料等として利用または処理できる事業所へ効率的に輸送するシステムまたはより効率的・低コストで再資源化するシステムを構築するための研究開発を含む)

※以下のような事業は対象外です。

- ・既存技術、製品の模倣にすぎないもの
- ・機械装置や工具器具等の購入のための申請と認められるもの
- ・外部技術の導入のみの場合
- ・補助対象事業の全部または大部分を他に委託する場合
- ・申請者および申請のあった事業が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に抵触している場合

<施設整備事業>

- (1) 滋賀県内において、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制、資源化の施設設備を整備し、活用するものであること。
- (2) 産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いと認められること。
- (3) 公害発生の防止のための対策が講じられるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他法令を遵守していること。

<販路開拓事業>

- (1) 研究開発事業もしくは施設整備事業で採択された事業において開発されたリサイクル製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制または資源化に寄与する事業。
- (2) 滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制や資源化に寄与する事業。
- (3) 申請者および申請のあった事業が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令を遵守していること。

問5 補助対象の事業例を教えてください。

答5

具体的には、以下のような事業が補助対象の例示です。

※あくまでも例示です。

(例1：廃プラの中間処理業者の場合 ※産廃の処分業者)

- ・これまで多くが最終処分されていた農業用廃プラスチック類の再生利用製品の開発。

(例2：選別を行う中間処理業者の場合 ※産廃の処分業者)

- ・これまで多くが最終処分されていた混合廃棄物の選別、破碎等に係る研究開発。

(例3：食品製造業者の場合 ※産廃の排出事業者)

- ・自社が排出する食品廃棄物を活用し化粧品の商品化を目指す研究開発または施設整備。

(例4：エネルギー供給事業者の場合 ※産廃の排出事業者)

- ・自社が排出するばいじんを活用した内壁、外壁用タイルのリサイクル製品の研究開発または施設整備。

(例5：建設業者の場合 ※産廃の排出事業者)

- ・自社が元請として解体を行った際に発生した木くずやがれき類を持ち帰り、リサイクルする施設の整備事業。

問6 産業廃棄物のエネルギー利用に関する事業は、補助の対象となりますか。

答6

単純焼却や埋立処分されている産業廃棄物を活用して、燃料を製造すること等により、エネルギー利用に繋がる事業は対象となり得ます。

なお、処理業者がエネルギー回収する施設を整備する事業は対象外です。

問7 一般廃棄物や有価物を扱う場合にも補助対象となりますか。

答7

原則として産業廃棄物を扱う事業が対象です。

問8 事業期間について教えてください。

答8

交付決定日から当該年度の3月中旬頃までです。詳細は募集要領をご確認ください。

問9 現在施設の建設中ですが補助対象となりますか

答9

交付決定日以降に事業を開始（発注等）し、補助事業期間終了までに発生する経費のみを補助対象とします。交付決定日前に発注等を行っている経費および翌年度に支払われる経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

また、当該施設が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第7条に規定する施設に該当する場合には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項に定める許可を取得するなど、事業の実施に必要な諸手続や工事等が期限内に完了できるかどうか、十分検討してください。

問 10 過去に本補助金を活用したことがあるのですが、再度補助金の交付を受けることはできますか。

答 10

過去に本補助金を受けたものがある事業者は、補助金を受けた年度から 3 年間は本補助金を交付することはできません。

例) H30 採択

⇒R1 ×

⇒R2 ×

⇒R3 ○

問 11 補助対象となる経費について教えてください。

答 11

研究開発、施設整備、販売促進のそれぞれ異なるため、募集要領をご確認ください。
なお、施設整備等に伴う解体費用は補助対象外です。